

児童虐待と臨床心理的地域援助

——要保護児童に対する取り組みを考える——

Child abuse and clinical psychological community support

——An approach for children in care——

桑原義登

はじめに

近年、児童相談所における児童虐待の相談件数の増加は著しく、社会情勢を反映する大きな問題となっている。

虐待された子どもたちは、こころの傷により対人関係での様々な課題を持ちながらの人生を過ごしている。そして、正しい養育の仕方を学習しないで親になり、同じような虐待を繰り返す事例に遭遇することが多い。

また、児童虐待の増加の背景には家庭や地域社会における養育機能の低下が認められ、最近の社会を驚かせる事件やいじめ・不登校・非行等の子どもの問題行動の増加にもつながっていると考える。

児童虐待や要保護児童への対応にあたっては、その発見及び通告の重要性を確認するとともに、ケース処遇において関係機関と連携した地域での取り組みが重要となっている。そこで、児童虐待の背景や処遇の実態を分析することにより、臨床心理的地域援助のあり方を検討する。

1 児童虐待とは

児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法という。2000年公布 2008年最終改正。ことわらない限り、条項の説明はこの法律にも

とづく。)による第二条の児童虐待の定義は次の通りである。ただし、()内の虐待種別は筆者による記入である。特に2004年の改正では両親間の家庭内暴力(DV)を子どもに見せることも心理的虐待の中に付け加えられた。

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。(身体的虐待)
- 二 児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること。(性的虐待)
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。(ネグレクト)
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(心理的虐待)

2 児童虐待の相談・処遇等の実態

(1) 児童相談所における相談件数

統計を取り始めた1990年度の全国児童相談所での虐待相談対応件数は1,101件であったが2007年度には40,639件(確定値)となり、30.9倍まで増加している。特に児童虐待防止法の制定(2000年)及び改正(2004年)時に急増しており、法律による社会的認知が高まったことも大きく影響している。また、虐待件数の増加だけでなく児童相談所における全体の

相談件数もこの10年間で児童数の減少にも関わらず2倍以上の増加が見られる。不登校、いじめなどの継続した問題とともに児童による殺傷事件などの報道も後を絶たない。虐待やこのような子どもの問題行動の背景には家庭や地域における養育機能の低下という大きな社会的な課題があると考える。

(2) 児童虐待相談の実態 (2007年度全国児童相談所の相談業務統計による)

① 児童虐待の相談経路

経路別相談件数は家族、学校等および近隣知人からが多く、各15%前後の割合である。家族からの虐待相談が多いのは子育てに困って相談に来るケースの中に虐待があるためである。また、児童虐待防止法の改正により団体責任を問われるようになってから学校等の機関からの相談が多くなっている。

② 児童虐待の内容

児童虐待の内容別件数は身体的虐待(40.1%)、ネグレクト(38.0%)、心理的虐待(18.8%)、性的虐待(3.2%)の順であるが、ネグレクトや心理的虐待が増加している傾向にある。また、重篤な虐待から優先して分類しているが身体的虐待の中に他の虐待が共存していることが多く、必ずしも身体的虐待が多いとは言い切れない。

③ 主たる虐待者

主たる虐待者は、実母(62.4%)、実父(22.6%)、実父以外の父(6.3%)、実母以外の母(1.4%)、その他(7.2%)である。特に実母が多いのは母親の育児等における負担の大きさを推測する。

④ 被虐待児童の年齢構成

虐待相談の年齢構成は、6年間単位で分類すると、0歳から就学前(42.2%)、小学生(38.1%)、中学生以上18歳まで(19.7%)の順であり、特に乳幼児期に多い。虐待による死亡事例が乳幼児に多いこともあり、特にこの時期での早期発見と早期対応が重要と考える。

⑤ 相談後の処遇

虐待相談を受け付けた後の対応は、児童福祉施設への入所児童が約1割であり、里親委託は1%に満たない。残りの9割近くが在宅での処遇となっている。家庭から分離して施設へ入所した児童もいずれは家庭へ帰ることが多い。虐待処遇の主体は、施設を含めた地域での支援体制の整備がきわめて重要となる。

被虐待児のこころのケアとして、時には甘えや退行を受容することが必要となるが、施設では集団の規律が優先してしまう傾向にある。子どもの問題行動やトラウマへのケアができるような体制の強化が求められる。

(3) 児童養護施設に入所している被虐待児童の心理的特徴

児童福祉施設での被虐待児童の入所割合は高くなっているが、被虐待児童は暴力行為や無断外出などの施設内外での問題行動が多く心理的な支援が必要な児童が多い。

児童養護施設では親しく寄ってきて相手をしないと拗ねて離れていく子どもや手をさしのべただけで逃げて行ってしまう子どもなどを見かける。大人との愛着関係を基盤とした対人関係での問題行動を呈することが多い。

筆者は児童養護施設の児童を実験群に一般幼稚園児童を対照群にして、熊の絵を見せて「だれにほめられている？」などの質問を行った主な結果として次のような特徴が見られた。(2003)

① 被虐待児は「(虐待をする)親にほめられている」という回答が多く、虐待を受けながらも親に認めてほしい感情の投影と考える。この子どもたちは「施設の先生にほめられている」と回答した子どもと比較すると、友達関係などでの問題行動が多かった。

② 被虐待児は「だれに叱られているか？」の質問には「わからない」と答える子どもが多かった。叱られることを心の中に受け止めることができなくなっている状況をうかがうことができる。

村瀬(2001)は「子どもが描くイメージが理想と現実の中で一致していることが望ましい。」と言っているが、期待する親と現実の親とのギャ

ップの中で被虐待児童は心理的に不安定な状況におかれていることが予想される。

3 児童虐待の問題点と背景

(1) 児童虐待の問題点

① 子どもの生命への危険や人権侵害

児童虐待は子どもの生命を奪う危険性があることを認識しなければならない。厚生労働省の「子どもの虐待による死亡事例の検証結果（2008年）」で61人の死亡例の内45人（69.2%）が3歳未満児である。中でも特に乳児の死亡率が高く、この時期での虐待防止対策が重要である。

虐待の状況は、子どものことを考えずに親の立場が優先されている結果でもある。当然のことながら子どもの立場に立って考える意識を高める取り組みが重要であろう。

② 身体的成長の低下や知的発達の低下

虐待された児童は極端な低身長・低体重の割合が高い。筆者による調査（1996）では和歌山県内児童福祉施設入所の全被虐待児童28例のうち、保護した当時の身長が平均値未満21例（75.0%）、著しい低下（-2SD以下）9例（32.1%）であった。体重の平均値未満も64.2%、著しい低下28.5%であった。児童養護施設等への入所後は特に著しい低下児童の回復が多くみられ、著しい低下が身長で4例（12.2%）、体重で2例（7.1%）になっていた。

同じ対象児童の知能分布は精神遅滞5例（17.8%）、境界線知能4例（14.3%）、平均の下知能11例（39.3%）、平均知能7例（25.0%）、平均知能以上1例（3.5%）であり、IQ90未満が20例（71.4%）もあった。言語的交流や認められる対人関係での経験が希薄なために知的発達の遅れにつながっている事例が多いと考える。

③ 生涯にわたる心理・人格面への影響（PTSD等）

被虐待児は対人不信や慢性的なこころの傷（PTSD）を抱えていることが多く、対人関係での適応が困難な事例が多い。学生相談等で出会う事例

の中に虐待の体験を語るケースに多く出会っているが、繰り返し受ける攻撃から自我を守るために過剰防衛としての攻撃行動や虚言癖及び身体症状を伴う解離性の問題行動が生じているケースが多い。中には解離性同一性人格障害に出会うこともあったが非常に不安定な自我に追いやられていることが多い。虐待は成人になってもつらい人生を引きずるという問題がある。

④ 虐待の世代間伝承

虐待を受けて育ってきた子どもが親になって、無意識的に親と同じような虐待を行っているケースも多く見受けられる。子どもは親をモデルとして育つものであり、この負の連鎖を断ち切る対策が重要になる。

⑦ 不適切な養育層の増加

虐待の周辺群に不適切な養育（Maltreatment）層の増加が見られ、児童相談所全体の相談件数も増加している。前述したように虐待の背景に家庭や地域における子育てのあり方に問題があり、子どもの問題行動増加に関連している。虐待防止対策への対応強化はこのような子どもの問題を防止することにもつながる側面でもある。

(2) 児童虐待が生じる背景

児童虐待が生じる現象について、「低い自己評価・孤立・無知を背景に持っている親がおり（ガソリン）、ストレス（マッチ）が引き金になって生じる。」「現実の子どもと期待する子ども像とのギャップにより生じる。」及び「親自身が受けた子ども時代の不安や憤りが無意識的に蓄積された状態（幻の子ども像）により生じる。」と考えるが、他にも次のような原因や社会的背景があると考えられる。

① 親としての育ちの問題

高文化や少子化の中で育ったために、対人関係でぶつかり合って生じた心理的葛藤を乗り越えた体験が乏しい。加えて育児体験をしていないために子育ての仕方がわからなく、虐待に至ってしまう。

② 日本の育児文化の問題

今までは地域での共通した考え方が道徳や育児文化の基準となってお

り、世間に寄りかかりながら子育てをしてきたと思われる。価値観の多様化等により、世間よりも個人の考え方が優先されるようになり、不適切な子育てがあっても介入できにくくなってきている。虐待の出現はこのような日本文化の問題とも関連していると考ええる。

③ ストレスを受けやすい社会

ストレスを受けやすい社会やストレスに対処できにくい人格形成により、鬱積した被害感情が子どもへの攻撃に向かうことが多くなってきていると考ええる。

④ 孤立した家庭

虐待が起こっている家庭の多くは地域や社会集団から孤立していることが多い。適切な育児の知識や技術が伝わらず、心理的な支え合いが出来ていない問題があると考ええる。地域福祉の推進が言われているが、近隣を中心としたコミュニティ機能の再構築が重要な課題になっていると考ええる。

⑤ 生活基盤の弱い家庭に多い

経済的に困っているために、生活にゆとりがなくなって子どもの立場で考えることができにくい家庭にも虐待が多いように見受ける。就労対策や生活保護の適用も考えなければならないケースも存在する。

⑥ 家庭での養育機能の低下

核家族化、母親の就労機会の増加、離婚の増加、家族間交流の乏しさなどにより、家庭内の養育機能が低下しているケースが多い。特に家族関係の葛藤などにより心理的なゆとりがなくなり、受容的機能や癒しの機能が家庭内に乏しくなっているのが気がかりである。

4 児童虐待の発見

金子（2003）は発見の手がかり（表1）として次の「子どもの心身の状況」、「不適切な養育態度」及び「家族の状況」の3つの方向から発見することが大切であると言っている。特に子どもに関連する機関や職員に対する児童虐待の早期発見の努力義務が課せられている。

表1 児童虐待の発見の手がかり

- (1) 子どもの心身の状況
- ① 身体症状
 - ・外傷など=繰り返した外傷、体に不自然な傷、皮下出血、骨折、やけど
 - ・発育不全=著しくやせている、栄養失調、体重増加が悪い
 - ・食事の問題=食欲不振、極端な偏食、拒食・過食など
 - ・発達の遅れ=言語の遅れなどが見られる
 - ② 行動
 - ・乱暴=多動・衝動的、乱暴で攻撃的な行動、強い物には媚びるような態度・弱い者には暴力を振るう
 - ・活動性の低下=口数が少ない、無気力・不活発
 - ・経験が少ない=遊びや生活経験が少ない、基本的な生活習慣が身につけていない
 - ・不安が強い=警戒心が強い、触れられることをいやがる（不安がる）、衣服の着脱を嫌う（不安がる）
 - ③ 情緒
 - ・不安・恐れ・鬱=笑いが無い、泣きやすい、動きがぎこちない、おびえた表情
 - ・暗い表情、凍りついた目
 - ・目をそらす、親や周りの大人の顔色をうかがう、無表情・感情を外に出さない、自信がない
 - ・落ち着かない=極端に落ち着きがない
 - ・攻撃的=激しい癇癇、過度に自分に注意を向けたがる
 - ・チック等=遺尿、遺糞、チック、脱毛
 - ④ 親子関係=親への愛着が見られない、家に帰りがたがらない、親がいるときといないときで動きや表情が極端に変わる
 - ⑤ 人間関係=だれにでもべたべたと甘えたがるが親密な関係ができにくい、親密な行動に対して過度に甘えるが行動を抑止したりすると、とたんに態度が変わりかたくなる（独占欲が満たされないと関係を切る）、子ども同士の関係がうまくいかない、協調行動がとれない
- (2) 不適切な養育態度
- ① 登園・登校状況=理由のない欠席が多い、登園時刻が不規則なことが多い
 - ② 不衛生=不潔な体（お尻がひどくただれている、皮膚や髪の毛が汚れている）、不潔な下着、前日と同じ洋服、季節はずれの衣服、寝具や衣類が不衛生
 - ③ 治療など=病気や傷の治療を受けた気配がない、乳幼児検診の子防接種を受けていない、病気やけがへの対応が不適切（心配していない）
 - ④ 子どもについての話が不十分だったり、おかしかったりする=子どものことや家庭での様子について話したがらない、子どものけがなどについての説明が不十分、不自然な状況説明、説明内容がよく変わる、話と実際の養育態度とのギャップが大きい
 - ⑤ 子どもすることに否定的な態度を示す=子どものマイナス面ばかり口にだす、「かわいくない」「この子は欲しくなかった」「泣いてばかりいる」「言うことを聞かない」「なつかない」など、園では落ち着いているのに家では問題行動が多いという
 - ⑥ 子どもをかわいがる態度が見受けられない=子どもの世話をしない、抱いたり声をかけたり子どもと関わることが少ない、親中心の行動・生活、子どもの世話がぎこちなかったり不適切、きょうだいと著しく差別する、子どもが泣いたりしてもその意味をくみ取ろうとしない

- ⑦ 必要以上にしつけが厳しい=子どもの発達段階より過度に高い要求、他の子と比較ばかりする
- ⑧ よくしかる=たたく、威嚇する、どなる
- (3) 家族の状況
 - ① 人間関係がうまくいかない=地域で孤立している、対人関係がうまくいかない
 - ② 家族関係が良くない=夫婦仲が悪い、一方の伴侶に対する気遣いが強すぎる
 - ③ 情緒社会性の問題=衝動的な行動が多い、不安や怒りの自己コントロールがうまくできない、愚痴や不満が多い
 - ④ 生活が不安定=経済的に困っている

5 児童虐待の通告

(1) 通告義務と通告を促進する制度

児童虐待を発見した場合、児童福祉法第 25 条及び児童虐待防止法第 6 条及び第 7 条により、その通告義務を全ての国民に課しており、通告を促進するために次のような法的措置を講じている。児童虐待通告をしやすく、また、通告者を保護する制度になっていることをもっと周知することにより通告を促進する必要がある。

- ① 通告対象は 2004 年の改正で「虐待を発見した場合」から事実確認できない場合を含む「虐待と思われる児童を発見した場合」に改正している。虐待と断定できなくても虐待の疑いがある段階で通告義務がある。通告義務違反に対する個人への罰則等の規定はないが、団体責任を課しているために団体や機関の責任者が責任を問われることがある。
- ② 通告先は「児童相談所」、「福祉事務所」及び「市町村」の 3 機関であり、地域の「児童委員」を活用して通告することを推奨している。特に市町村での対応能力を高めるために要保護児童対策地域協議会の設置や相談機能の充実を方向付けている。
- ③ 刑法の秘密漏示罪の規定や個人情報保護条例などの守秘義務に関する法律の規定よりも、児童虐待の通告義務が優先されている。虐待通告をしたが虐待ではないことが分かってもよほどのことがない限り、通告者の罪は問われないことになる。
- ④ 「通告」という言葉は大げさな感じを与えるが、「相談」と考えても良

いのであり、電話でも良いのである。気になる子どもがあれば積極的に児童相談所等へ相談していくことが望まれる。

(2) 通告での留意点

個人で発見した場合は、まず虐待が起こっている現状確認や情報収集を行う。できれば記録をしてから児童相談所等へ通告する。児童相談所等の通告先として規定している3つの機関にとらわれず、傷害があれば病院や警察へ通告した方がスムーズにいく場合も多い。一人で通告することを躊躇する場合は、保育所や学校などのその子どもに関わる機関と相談して通告すれば良い。

保育所等の施設や機関で発見した場合は、①虐待としての施設内の共通理解をしておき、②前述の「子どもの心身の状況」、「親の養育態度」及び「家庭状況」等にもとづいて現状確認を行い、客観的な記録や写真を整備しておき、③機関内の役割分担などの支援体制整備（被虐待児の心理的安定を担当する役割、当該保護者と話を進める役割担当、関係機関やマスコミの対応する役割担当など）を行ってから、④通告（相談）や情報提供を行うことを推奨したい。⑤その後、関係機関による連絡調整会議等へ出席することもある。

6 児童相談所等による児童虐待の処遇

(1) 児童相談所の機能

児童相談所は18歳未満の児童の各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じる行政機関であり、次の4つの機能と民法上の権限を有する行政機関である。

- ① コーディネート機能（市町村や関係機関への援助機能）：子どもや家庭への支援に際し、市町村や関係機関相互間の連絡調整や情報提供を行う。
- ② 相談援助機能：児童相談所では虐待等の通告を受けた場合、児童福祉司・児童心理司・児童指導員・精神科医等の専門職種チームによる総合

的な調査・診断・指導を行う。

③ 一時保護機能：必要に応じて子どもを家庭から分離して一時保護を行う。本来は保護者の了解を得て行うが、虐待の場合は児童相談所長の職権による一時保護も行われる。一時保護は児童相談所に付設する一時保護所で行われるが、施設・里親・病院・警察などに一時保護委託することも多い。

④ 措置機能：相談を受け、児童福祉施設入所などの児童の処遇措置を決定する機関でもある。処遇措置の形態には「児童福祉司指導などの在宅指導」、「児童福祉施設入所（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児施設等）」、「里親委託」、「他機関への委託（福祉事務所送致、家庭裁判所送致など）」がある。

法的根拠を持って介入できるものとして、「立ち入り調査」、「施設入所の承認（児童福祉法第 28 条）」、「親権喪失宣告の請求（児童福祉法第 33 条の 6）」等がある。

（2）児童虐待防止法の改正等による支援体制強化（2008 年施行）

① 児童の安全確認のための立ち入り調査等の強化（8 条の 2、9 条の 2）

児童虐待通告を受けた場合、安全確認措置の義務化がなされ、児童相談所は 48 時間以内に児童の現状について目視などによる安全確認措置をしなければならなくなった。（2008 年度改正児童相談所運営指針）

また、出頭要求制度が創設され、「児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査又は質問をさせることができる。」とともに「出頭要求に応じない場合は、9 条の立ち入り調査その他必要な措置を講ずるものとする。」とある。保護者が正当な理由なく立ち入り調査を拒否した場合において裁判所の許可状による児童相談所の臨検、捜査等が行われ、必要に応じて施錠を外すことができるようになった。立ち入り調査を拒否した者に対する罰金額の引き上げも織り込まれた。立ち入り調査の場合、従来から警察官の立ち会いを求めることができる。

② 保護者に対する面会・通信制限の強化（12条～12条の4、17条など）

ア 保護者に対する面会・通信制限の拡大

児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象を拡大して、裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所等の措置以外に一時保護及び保護者の同意による施設入所等にも制限が可能になった。

イ 都道府県知事による接近禁止命令制度の創設（命令違反には罰則）

児童福祉法 28 条による施設入所中であつて面会・通信制限をしている場合、知事は虐待を行う保護者に対し、児童の身辺へのつきまとい及び住居等の付近での徘徊を禁止することを命ずることができる。違反した場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金となる。

また、一時保護及び児童福祉法第 28 条による施設入所中、児童の住所・居所を秘匿できる。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」との違いは退去命令はないが、裁判所でなく知事が発令するために聴聞手続きが不要になっている。

③ 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化（11条、13条など）

児童虐待を行った保護者に対する指導にかかる勧告に保護者が従わなかった場合、必要と認めるときは、一時保護、児童福祉法第 28 条の申し立てによる施設入所措置その他必要な措置を講ずる。親権喪失も活用することが明記された。

親権者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有し、親権を行うにあたって、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。（4 条 6 項）また、施設入所等の措置解除の際、より厳格なアセスメントを要求している。

④ その他

ア 国・公共団体等の責務の追加

国・公共団体等の責務を拡充し、「医療の提供体制の整備（4 条）」、「心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析（検証）を行う責務（4 条）」、「地方公共団体の機関が、個人情報保護・守秘義務等を理由に拒否しない

ため関係機関相互の情報提供規定（13条の3）」を設けている。

イ 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

地方公共団体の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化（25条の2）により地域での支援体制の強化が期待されている。

7 臨床心理的支援で留意すべきこと

（1）被虐待児への対応

① 安心できる生活の場を与えることと信頼関係を形成すること

虐待によるこころの傷を受けた子どもに対する心理的ケアの基本は安心できる居場所を確保し、対人関係での信頼関係を築いていくことである。安心できる居場所とは被害を受けないで、子どもが受け入れられて認められる環境である。慣れ親しんだ遊具で親しい友達と遊ぶことや、好きな食べ物を用意しておくことも有効と考える。

虐待が発覚した当初は特に心理的に不安な状態にあるので、その感情に沿いながらゆったりと受容的な態度で接していくことが大切である。そして少しずつ不安な気持ちやつらい体験を表現できるような信頼関係を築いていくことを期待したい。

② 試し行動や発散行動への対応

慣れてくると大人に対してどこまで自分が認めてもらえるかを試すように問題となる行動を呈することがある。できるだけ大きな枠組みで受容的に接していくことが大切であるが、つらい感情を受容しながらも他の子どもに対する迷惑行為や危険な行動には厳然とした態度で接することが大切である。大人側の一貫した対応の中で子どもは安定していくものと思う。

③ 虐待体験の表現と再統合

子どもは安心できる居場所と信頼できる人間関係を築いていく中で、安心して自分の感情を表現できるようになることが多い。時には絵画や遊戯の中で虐待の体験を再現して表現してくれることがある。例えば、一緒に遊んでいると「悪いことをする子はこうしてやる」と言って人形を叩くような場面に出会うことがある。これは自分がこのようなつらい目に遭って

いることを訴えていると解釈できるので、叱って禁止するよりも人形とその子どもと一緒に抱きしめて「痛かったね。つらかったね。もう大丈夫だよ。」と言ってあげるような対応が望まれる。

④ 自己信頼を育む体験

虐待を受けた子どものところを回復していくには、自分の感情を安心して表現できて受け入れてもらえる体験を積み重ねていくことが重要である。そして、大人を信頼する愛着関係を獲得することにより、自己に対する信頼感や自信をもった行動ができるようになることを期待したい。

(2) 虐待を行う保護者への対応

虐待を行う保護者に対して行政や警察での厳しい対応を期待されることが多い。しかし、虐待に至らざるを得ない保護者の立場や背景を理解し、保護者を支援していく対応を強化していくことの方が重要と考える。

虐待を行う保護者の背景は「3 児童虐待の問題点と背景」で述べているので詳述しないが、金子（2003）は「親の孤立感やストレス」、「子ども自身の問題や母子関係」、「生活の不安定さ」、「夫婦関係家族関係」等をあげて、そのような状態に置かれている親の理解から始めなければならないと言っている。

また、親支援の方法として、「保育所等のサービスの提供」、「相談援助活動＝親の悩みへの対応」、「社会生活の尊重（健康な部分に目を向ける）」、「育児力の向上」及び「育児グループの活用」が重要であると述べている。

特に被虐待児が保育所に入所できると、日頃の子どもの様子や親子関係の情報が確認できて安心である。また、社会生活の尊重では、虐待を行う母親を保護者会の行事などに誘うことにより、他の保護者との交流により子育てなどの辛さを語る場所ができてから育児態度が改善した事例がある。

8 児童虐待への臨床心理的地域援助のあり方

(1) ニーズの確認

虐待相談を受けた場合、何がどのように問題となっているかを確認することから始まると考える。いわゆるニーズの把握であるが、「子どもの立場から考えるニーズ」、「親の立場から考えるニーズ」、「社会の立場から考えるニーズ」などを考えながら、「担当として考えるこの家庭のニーズ」を整理して、アセスメント（臨床心理査定）を行う必要がある。特に虐待の場合はリスクアセスメントによる緊急対応が要求される場合がある。

虐待の背景に家族関係の葛藤や経済的な問題があるなど、表面に出ていない大切なニーズがある場合も考えなければならない。

ニーズの把握がバラバラでかみ合わないために問題になっている場合があり、関係者の中で整理できたニーズを共有しあうことで解決に向かうことが多い。

(2) アセスメントで大切にしたいこと

児童相談所では、成育歴の情報や集団での人間関係などからの社会診断、一時保護所での行動観察、心理検査などによる心理診断及び精神科医などによる医学診断にもとづき総合的な診断を行った上で、処遇方針を検討しているが、臨床場面ではできるだけ多角的なアセスメントが必要と考える。

特に成育歴を聴くことが重要であると考え。成育歴を確認していくことにより、①「どのようにしてこのような問題に至ったのか」ということへの理解と、②「なぜ、このような目に遭わなければならないのか」という嘆きへの共感的理解が重要と考える。

(3) ニーズに対して自分は何が出来るか

ニーズが整理できるとそのニーズに対してどのような対応をすべきかを考えるが、まず自分は何ができるのか、何をしなければならないのかを考

える必要がある。

その場合、個人（一市民、男性・女性、個人的資質など）としての対応と、ユニホームを着た立場（保育士・病院・学校等組織の一員など）としての対応がある。特にユニホームを着た立場では義務や責任が伴うことがある。

(4) ニーズに対して自分の出来ないものは何かを明らかにする

次にケースのニーズに対して自分の立場でできないものは何かを考える必要がある。特に虐待相談では無理をして抱え込むのではなくて、社会的問題としての認識を持ちながら役割分担をしていくことが大切である。

(5) どの機関の誰がこのニーズに対応してくれるのか

自分では対応できない部分のニーズに対応してくれる機関はどこかを確認して連携していく必要が出てくる。緊急対応してくれる機関はどこなのか、経済的な問題に対応してくれる機関や制度は何かなど、事前にリストを作っておき電話番号や担当者を書いておいてすぐに活用できるようにしておく必要がある。関係機関等の情報は下記の通りである。

表2 虐待に関係する機関の機能・情報（編集：桑原）

- | |
|--|
| <p>1 児童相談所：調査・判定・指導機能（児童福祉司、児童心理司、児童指導員、精神科医等の専門スタッフによるチームワーキングが主）、一時保護機能（基本は親の了解を得て行うが、虐待の場合職権による保護も可能）、措置機能（児童福祉施設等への入所決定機関）虐待の通告先として位置づけられているメイン機関
立ち入り調査権、親権の一時停止・親権喪失の請求権等民法に関する権限がある。
親子を引き離す司法的行政介入と親子関係を再構築していく二つの役割がある。</p> <p>2 福祉事務所：児童福祉・障害者福祉・母子福祉・高齢者福祉・生活保護等の行政機関。虐待の通告先であり、市町村等関係機関の行政的調整機能を果たす。家庭児童相談室が設置されており、家庭相談員が配置されている。母子生活支援施設、助産施設への入所措置を決定する機関である。生活基盤の弱い家庭への生活保護ケースワーカーと協力した支援が有効。</p> <p>3 市町村：児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律の改正により虐待等の要保護児童の通告先及び相談機関として位置づけられている。今後の体制整備が課題。主に福祉担当課等での児童担当者が連絡調整の役割を担うが、乳幼児健診の</p> |
|--|

事後指導で子どもの身体確認が出来る保健師が直接介入の専門スタッフとして配置されている。心理職等の専門職相談員の配置も進んできている。虐待のネットワークや地域の専門スタッフである民生児童委員・主任児童委員の連絡調整も行う。

4 保健所：保健師・精神保健福祉士・小児科医等の専門スタッフがいる。虐待の加害者が精神障害の場合もあり精神保健福祉法の主務機関である。広域圏域を担当する。

5 児童福祉施設：被虐待児を家庭から分離又は保護するため次のような施設がある。臨床心理士等の心理職の配置も進んできている。

乳児院；満2歳までが原則、心身発達上、手のかかる乳児が多く保護者への通所による養育指導やケースワーカーによる指導が行われている。

児童養護施設；2歳から18歳までが原則で20歳まで入所可。保育士・児童指導員等による集団生活指導が行われている。広域の相談機関としての役割も期待されている。集団生活指導が主体であり、小規模の施設を除いて被虐待児の治療効果が乏しいことが課題となっている。

児童自立支援施設；非行等社会的に問題となる行動を起こす児童を入所させ、社会適応に必要な指導・教育が行われる。非行の背景には虐待があることが多い。情緒障害児短期治療施設；情緒面での課題をもった児童を臨床心理士や精神科医など専門職により指導がなされている。被虐待児の治療・指導・保護が行われることが多い。

障害児施設；家庭で養育困難な障害児の入所施設や訓練のための通所施設がある。虐待により重い障害を負うことや、子どもに障害があるために虐待をするという事例も多い。該当施設として肢体不自由児施設、知的障害児施設、重症心身障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設などがある。

以上の施設は児童相談所の措置により入所等が決定されるが、障害児施設は利用者との契約に移行しつつある。

保育所；被害を受けた子どもの状況がわかりやすい。また、保護者との接点を得やすいこともあり情報源として欠かせないため、保育所への入所を勧めることも大切である。育児相談支援を行う地域子育て支援センターとしての位置づけも進んでいる。

母子生活支援施設；母子家庭に生活の場所を提供し、その生活を支援する施設であり、福祉事務所の措置により入所できる。最近、父親等による母親への暴力(DV)と子どもへの暴力などの虐待が重なったケースの生活の場となることが多い。

6 里親制度；里親は養育里親(実親が育てられるようになるまでの期間あるいは、子どもが社会的に自立出来るようになるまでの間、実親に代わって子どもを養育する)、養子里親(養子縁組みを目的にした里親)、専門里親(児童の福祉に関連する一定の資格を有する人が被虐待児等の特別な環境にある子どもを専門的にケアして養育する里親)親族里親、短期里親に分類されているが、養子縁組みを目的にした里親が多い。被虐待児を支援するしくみとして平成14年度から制度化した専門里親に期待が大きい。

7 女性相談センター・女性保護施設；売春等による女性の転落防止を主体とした施設であるが、夫の暴力等からの駆け込み寺としての役割がある。妻と子への暴力が重なっている場合があり、母子ともの保護機関としての役割がある。夫の執拗な攻撃に対して県外の女性センターへ送られる場合もある。

8 精神保健福祉センター；精神障害者の専門的処遇機関。保健所への専門的指導機関。精神科医、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門スタッフが配置されている。

- 9 警察署：暴力事件としての実証がある場合の通告先、児童相談所の立ち入り調査や職権による一時保護の際に立ち会ってくれる。地元での連絡調整会議には派出所の警官に入ってもらっても良い。
民事不介入の立場が強いが、被害者支援対策の視点から協力体制が得られるようになってきている。県警 110 番よりも当該家庭の所轄警察署への通報が動きやすい。
- 10 家庭裁判所：児童相談所からの要請により親権の一時停止による施設入所（法 18 条）、親権喪失請求・後見人選任等の審判・調停等が行われる。虐待に関する審判事例は増加してきている。
- 11 民生・児童委員、主任児童委員：児童や家庭の状況など地域の実情を周知しており、家庭に関わっていけるスタッフとしての役割が大きい。市町村福祉担当課が担当委員を把握しており連絡してくれる。
- 11 少年（補導）センター：市町村職員、教員、警察官が派遣されており、少年非行等への対応をしている。児童の夜間徘徊や盗み・暴力等の問題行動の背景に虐待がある場合に協力して取り組むことがある。直接警察へ通告する前に相談する機関として活用できる。
- 12 人権擁護委員会：法務省管轄の機関として人権侵害の中に虐待があるため調査や当事者への指導が行われる。
- 13 病院：病院で発見される事例が多いことや病院と協力して保護者への指導、また診断書を作成したうえで傷害事件として警察への通告が行われる。特に小児科で虐待の発見や初期指導ができる確率が高いため、地元小児科医との接点もち啓発していくことが極めて重要である。精神科では虐待を行っている患者である親への指導や被虐待児への心の傷に対する治療が期待されている。
- 14 弁護士会：裁判所で保護者と係争する場合に調える資料の指導や法的な指南役として欠かせない存在である。虐待に対する積極的な取り組みも行っている。経済的に問題があれば法律扶助の制度もある。虐待相談の相談日も設けている。
- 15 学校・幼稚園：保育所と同じく情報を得やすい位置にある。法施行後学校からの通告が急増している。「先生に言わないで」とスクールカウンセラーに性的虐待の相談があった事例や身体外傷があっても担任教師の虐待把握が困難な事例もあった。
- 16 保護者会：虐待している親との接点がとりやすく、情報も得やすい。親の叱責を恐れて家に帰れず夜に放浪する子どもを保護者会等で協議し、順番に保護したり、探し回り、「放っておけ」という親を追い込んで施設に保護できたことがある。
- 17 親族、近隣等の活用：公的機関ではないがその家庭のこともっともよく知っており、身近な立場で協力できる効果は大きい。特に親族による親権喪失請求や後見人選任の際には親族の協力が必要になる。自治会や虐待する親の恩師などの協力も役に立つことがある。
- 他に、電話相談等の機関・CAP 等の民間団体等の支援機関がある。

(6) 各地域及び事例にあった問題解決のための虐待対応へのシステムを作っていく

困難かつ重要な課題はしかるべき機関に通告し、要保護児童対策協議会等で役割分担（追い込み役と受け皿役等）の確認と今後の方向性を確認す

る必要がある。一つの機関や担当者だけで抱え込まないことが大切である。

おわりに

児童虐待の処遇における臨床心理的地域援助のあり方について述べてきたが、臨床心理的援助は次の4つの専門的な方法で行われる。

① 臨床心理アセスメント（査定）

面接や各種の心理検査などによって、その人をよく知り、どのような援助の仕方が適切であるかを総合的に判断する。

② 臨床心理面接

必要に応じて、さまざまな臨床心理学的専門技法を用いながら、こころの問題に対する援助を行う。

③ 臨床心理的地域援助

心の問題を解決するためには、個人のこころだけを扱うのではなく、その人を囲む環境への働きかけが必要となることがある。専門家との連携や地域社会への介入も大切な方法である。

④ 臨床心理学的研究

このような実践をより豊かにするために、その基礎となる臨床心理学的研究活動が行われる。

臨床心理的援助は主に相談室等でのアセスメントや面接を中心とした個別援助を基盤としてきたが、今後は虐待対応や被害者支援などにおいて他の専門機関と連携しながら活動していく「臨床心理的地域援助」の分野が重要となってきている。そのためには専門領域にとらわれず幅広い知識や技術を習得しながら現場のニーズに対応できる実践的な力量を身につけていかねばならないと考える。

引用・参考文献

- 1) 村瀬嘉代子「子どもの父母・家族像と精神保健」児童精神医学とその近接領域 Vol. 42, No. 3, PP. 184 2001
- 2) 柏女霊峰、山形文治 家族援助論 京都ミネルヴァ書房 PP. 105-121

2003

- 3) 桑原義登「児童福祉司と子ども・家族支援」現在のエスプリ 472 司法臨床—法と臨床の交差点 編集廣井亮一 PP. 140-148 2006
- 4) 桑原義登・小野義郎「被虐待児童の児童福祉施設保護後の経過について」日本児童青年精神医学会第 37 回大会発表抄録 PP. 131 1996
- 5) 阿賀田真由果他「児童虐待の処遇と幼児の心理」和歌山信愛女子短期大学学生論集 PP. 66-68 2003